

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	9	担当課	消防防災安全課
法令名	高压ガス保安法	根拠条項	5-1①	許認可等の内容	製造の許可 (冷凍施設を除く)
<p>○高压ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (製造の許可等)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積 (温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。) が1日百立方メートル (当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに100立方メートルを超える政令で定める値) 以上である設備 (第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。) を使用して高压ガスの製造 (容器に充てんすることを含む。以下同じ。) をしようとする者 (冷凍 (冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。) のため高压ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。)</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高压ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (許可の欠格事由)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、第5条第1項の許可を受けることができない。</p> <p>一 第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から2年を経過しない者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>[参考条文2]</p> <p>○高压ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (許可の基準)</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一 製造 (製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の</p>					

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	9	担当課	消防防災安全課						
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	5-1①	許認可等の内容	製造の許可 (冷凍施設を除く)						
<p>2、第 20 条の 3、第 21 条第 1 項、第 27 条の 2 第 4 項、第 27 条の 3 第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項、第 32 条第 10 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2、第 36 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 号及び第 2 号、第 39 条の 6、第 39 条の 11 第 1 項、第 39 条の 12 第 1 項第 4 号、第 60 条第 1 項、第 80 条第 2 号及び第 3 号並びに第 81 条第 2 号において同じ。) のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>[参考条文 3]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号) (政令で定めるガスの種類等)</p> <p>第三条 法第五条第一項第一号 の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号 の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン (難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。) 又は空気 (以下「第一種ガス」という。)</td> <td>三百立方メートル [参考] 一般高圧ガス保安規則第 101 条</td> </tr> <tr> <td>二 第一種ガス及びそれ以外のガス</td> <td>百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値 [参考] 一般高圧ガス保安規則第 102 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考条文 4]</p> <p>(法第 8 条第一号 製造施設の位置等の技術上の基準)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号) 第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項</p>						ガスの種類	値	一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン (難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。) 又は空気 (以下「第一種ガス」という。)	三百立方メートル [参考] 一般高圧ガス保安規則第 101 条	二 第一種ガス及びそれ以外のガス	百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値 [参考] 一般高圧ガス保安規則第 102 条
ガスの種類	値										
一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン (難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。) 又は空気 (以下「第一種ガス」という。)	三百立方メートル [参考] 一般高圧ガス保安規則第 101 条										
二 第一種ガス及びそれ以外のガス	百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値 [参考] 一般高圧ガス保安規則第 102 条										

(様式 5)

(変更)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	5-1①	許認可等の内容	製造の許可 (冷凍施設を除く)	
<p>(2) 液化石油ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号) 第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 3 項</p> <p>(3) コンビナート等保安規則 (昭和 61 年 12 月 13 日通商産業省令第 88 号) 第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条、第 10 条</p> <p>(4) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号)</p> <p>(5) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成 30 年 11 月 14 日経済産業省告示第 220 号)</p> <p>(法第 8 条第二号 製造の方法の技術上の基準)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号) 第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号) 第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 4 項</p> <p>(3) コンビナート等保安規則 (昭和 61 年 12 月 13 日通商産業省令第 88 号) 第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 11 条</p> <p>(4) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号)</p>						